

平成26年1月6日

公共汚水ます設置についての取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市公共下水道事業で設置する公共汚水ます(以下「汚水ます」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地等 建物登記簿に登記されている建物が存する一筆又は複数筆からなる一団の土地(建物登記簿に建物が登記されていない場合は、土地登記簿に登記された一筆又は複数筆からなる一団の土地)をいう。
- (2) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)第2条に規定する道路、その他国及び地方公共団体が管理し、一般交通の用に供している道をいう。
- (3) 私道 公道以外の道で、私人が所有・管理している道をいう。
- (4) 土地所有者等 土地所有者若しくは土地所有者の代理人、その土地の借地人、その土地に存する建物の所有者又はその建物の借家人をいう。

(汚水ますの設置場所等)

第3条 汚水ますの設置場所は、次の定めによるものとする。

- (1) 公道又は私道にかかわらず道路内に設置する。ただし、当該道路を管理する者の指示等により道路内に設置できない場合は、道路境界から1.0メートル以内の私有地又は公有地内(以下「私有地等」という。)に設置し、道路境界から1.0メートル以内の私有地等に設置できないときは、道路境界から最も近い私有地等に設置する。
- (2) 特定事業場及び除害施設設置事業場については、公道内の常時監視できる場所に設置する。

2 公共下水道本管(以下「管路」という。)を整備するときに汚水ますを設置する際は、公共汚水ます設置確認書(様式1)により、土地所有者等に汚水ますの設置位置について確認しなければならない。

(汚水ますの設置数)

第4条 汚水ますの設置数は、宅地等に1箇所とする。ただし、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 宅地等の面積が 400 m²を超える場合
- (2) 宅地等に複数の建物がある場合
- (3) 公用又は公共の用に供する施設の場合
- (4) 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた場合

2 前項ただし書の場合の汚水ますの設置数については、次の定めによるものとする。

- (1) 前項第 1 号については、宅地等の面積を 400 m²で除した数（1 未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた数）を上限として設置することができる。
- (2) 前項第 2 号については、所有者の異なる建物数を上限として設置することができる。ただし、建物の所有者が同一であっても、それぞれの建物の下水道使用者が異なるときは、下水道使用者が異なる建物数を上限として設置することができる。
- (3) 前項第 3 号については、当該施設管理者と協議の上、決定した数を設置する。
- (4) 前項第 4 号については、管理者が必要と認めた数を設置する。

（汚水ますが設置されていない場合等の取扱い）

第 5 条 供用開始区域において、宅地等からの汚水を排除するために必要な汚水ますが設置されていない場合又は汚水ますが設置されていたが分筆等により汚水ますの無い宅地等になった場合若しくは宅地等に設置されている汚水ますの設置数が前条に定める数に満たない場合は、当該宅地等の土地所有者等の申請に基づき、汚水ますを設置することができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、汚水ますの設置希望場所を示した公共汚水ます設置申請書（様式 2）に下関市下水道条例施行規程（平成 19 年上下水道局規程第 6 号）第 4 条第 1 項に規定する排水設備の新設等計画確認申請書その他必要な書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

3 前項の申請書が提出された場合は、管理者は、その内容を審査し、汚水ますの設置が可能であると認められるときは、汚水ますの設置を決定し、速や

かに公共汚水ます設置決定通知書（様式 3）により申請者に通知するものとする。

- 4 汚水ますの設置希望日、設置希望場所の管路の布設状況等により、申請内容の汚水ます設置が困難な場合は、汚水ます設置の不可を決定し、速やかに公共汚水ます設置不可通知書(様式 4)により申請者に通知するものとする。
- 5 第 3 項の規定により設置を決定した汚水ますの設置場所及び設置数は、第 3 条第 1 項及び第 4 条に定めるとおりとする。
- 6 汚水ますの設置希望場所が公道又は公道に隣接した民有地等である場合で、当該公道に管路が整備されていないときは、管路を整備する際に設置することとする。

（汚水ますの位置等の変更）

第 6 条 宅地等に既に第 4 条に定める数を満たす汚水ますが設置されている場合で、土地所有者等の事情により汚水ますの位置又は設置数を変更するときは、土地所有者等の費用負担により行うものとする。

- 2 前項の汚水ますの位置又は設置数を変更しようとする土地所有者等は下関市下水道条例施行規程第 2 1 条に規定する物件設置（変更）許可申請書（以下「物件設置申請書」という。）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

（区域外流入）

第 7 条 下関市公共下水道事業計画区域外の土地所有者等が公共下水道に接続する場合は、汚水ますの設置を土地所有者等の費用負担により行うものとする。

- 2 前項の汚水ますを設置しようとする土地所有者等は、物件設置申請書を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、汚水ますの設置に関して必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(公共汚水柵設置確認書作成業務取扱基準の廃止)

- 2 公共汚水柵設置確認書作成業務取扱基準（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公共汚水ます設置申請書

年 月 日

(宛先) 下関市上下水道事業管理者

申 請 者 住 所
(土地所有者等)

氏 名 (自署)

(法人にあっては)
名 称 及 び
代 表 者 の 氏 名

次のとおり、公共汚水ますを設置していただきたく、申請します。
※土地所有者等とは、土地所有者若しくは土地所有者の代理人、その土地の借
地人、その土地に存する建物の所有者又はその建物の借家人をいいます。

設 置 理 由	
設 置 場 所	下関市 町 丁目 番 号
公 共 汚 水 ます	口径 φ mm、 箇所
先 行 管	管径 φ mm、 箇所
道 路 の 種 別 等	市道・県道・国道・その他 () / 歩道・車道
設 置 希 望 日	年 月 日まで
宅内排水設備 施 工 業 者	業者名 担当者氏名 連絡先 TEL() -

- 注 1 この申請書には、次の書類を添付して提出すること。
(1)公共汚水ますの設置場所等がわかる位置図、平面図及び縦断図又は接
続断面図 (地下埋設物及び設置場所の引照点を表記)
(2)排水設備の新設等計画確認申請書及び排水設備確認申請現地調査表の
写し
(3)土地所有者を確認できる書類の写し (公図、要約書等)
(4)申請者の他に土地所有者がいる場合は、その者の同意書
(5)設置予定箇所の写真
- 注 2 設置場所が国道に係る場合は、占用許可申請に必要な書類を添付するこ
と。
- 注 3 設置希望日については、申請受理後概ね3か月を考慮すること。ただ
し、工事規模の大きいものや道路占用許可申請等に長期間を要するもの
については、この限りではない。

受 付 印	備 考

様式 3 (第 5 条関係)

公共汚水ます設置決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

下関市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった公共汚水ます設置申請
(受付番号 号)については、下記のとおり公共汚水ますを
設置することとなったので通知します。

記

設 置 場 所	下関市 町 丁目 番 号
公 共 汚 水 ます	口径 ϕ mm、 箇所
先 行 管	管径 ϕ mm、 箇所
設 置 予 定 日	年 月 日まで
連 絡 先	担当課 担当者 連絡先 TEL() -

注) 不測の障害物等により工事の工程に変更が生じた場合、設置
予定日までに完成できないことがあります。

様式 4 (第 5 条関係)

公共汚水ます設置不可通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

下関市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった公共汚水ます設置申請
(受付番号 号)については、下記の理由により設置不可と
なりましたので通知します。

記

申請設置場所	下関市 町 丁目 番 号
設置不可 の理由	<input type="checkbox"/> 設置希望日までに設置することが困難であるため <input type="checkbox"/> 設置を希望する場所に公共下水道本管が布設されて いないため <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	
連 絡 先	担当課 担当者 連絡先 TEL() -

※備考欄には、設置不可の理由が希望日までに設置が困難である場
合は、設置が可能であると見込まれる日を、公共下水道本管が布
設されていない場合は、公共下水道管本管の整備予定年度を記載
すること。